

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定における パブリック・コメントの取り扱いについて

平成18年1月

河川計画課

パブリック・コメント手続については、制度化されてから3年余が経過し、その効果の検証が県民政策部で進められており、これを契機に、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定におけるパブリック・コメントのあり方について県土整備部内で検討を行い、下記のとおり取り扱うこととした。

1 河川整備基本方針

(1) 現 状

河川審議会の意見を聴くとともに、パブリック・コメントを実施し、広く県民の意見を募集している。また、一部の水系では、河川整備基本方針策定の段階から委員会を設置し、学識経験者や関係住民の意見を聴いている。

(2) 今後の取り扱い

ほとんどの水系において、他に県民の意見を反映させる機会がないことから、パブリック・コメントを引き続き実施する。

2 河川整備計画

(1) 現 状

水系（圏域）ごとに委員会等を設置し、学識経験者や関係住民の意見を聴くとともに、委員会等は原則公開とし、傍聴者の参加を認めている。その上で、パブリック・コメントも実施し、広く県民の意見を募集している。

(2) 今後の取り扱い

委員会等で地域を代表する意見が得られていることから、併用していたパブリック・コメントは、平成18年1月から原則として実施しない。

ただし、委員会等については、より多くの傍聴者の参加とその意見聴取に努めるために、積極的な委員会等の開催案内や、公開要綱の改正などを行う。